第6章

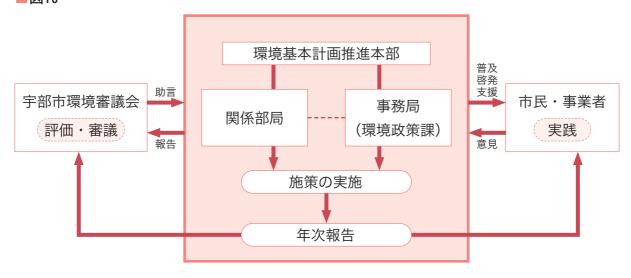
計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制と役割

望ましい環境像の実現に向けて、本計画に基づく各種施策や行動を市・市民・事業者・学 識者がそれぞれの役割分担と責任のもと、相互に協力しながら推進します。

市は、毎年、本市の環境の状況と環境保全に関して講じた施策についての年次報告書を作成し、これを公表して、環境行政に広く市民や事業者等の意見を反映することに努めます。

■図10



1 宇部市環境審議会

環境審議会は、環境保全に関する事項を調査・審議する機関として設置されており、公募による市民や学識経験者、企業の代表者、民間団体の代表者で構成されています。

環境審議会は、施策の実施状況や環境目標の達成状況、年次報告の内容を確認し、意見 を述べます。

また、計画の改定に当たっては、その内容を審議します。

② 宇部市環境基本計画推進本部

計画推進体制としては、「宇部市環境基本計画推進本部」を中心とし、計画の着実な推進を図ります。

市民、事業者、研究機関、地球温暖化対策地域協議会等と協働し、施策を実施します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ることで行います。

望ましい環境像を達成するために5つの基本目標を掲げ、実現に向けた取組の達成状況を評価するため環境指標を設定しています。これらの指標は、環境を保全する施策の推進状況を測る"ものさし"であり、それぞれ目標値を掲げています。

市は毎年、施策・環境指標の達成状況を把握・点検するとともに、目標値の達成状況の評価を行います。あわせて、点検・評価結果を年次報告書として作成し、宇部市環境審議会等に報告の上、公表します。

また、点検・評価結果を踏まえて、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

図11

計 画 (Plan)

- ●環境基本計画の策定
- ●中間年の計画改定

見直し (Action)

- ●施策の改善・見直し
- ●新規施策の検討

実 (Do)

●施策・取組の実施



点検・評価・公表 (Check)

- ●施策の進捗点検・評価
- ●環境審議会による助言・提言
- ●年次報告書の作成・公表

